

合は、当該手続が終了したとき)にこれを交付する。

7 第一項の承認を受けた者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書をもって足りる。

(保証金の保管替え等)

第十三条 金銭のみをもつて保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所(国内に営業所又は事務所を有しない者にあっては、東京法務局。以下この条において同じ。)に変更があつたときは、遅滞なく、金融庁長官にその旨を届け出るものとする。

2 金融庁長官は、前項の届出があつたときは、令第二十八条に規定する権利の実行又は前条若しくは次条の取戻しの手続がとられている場合を除き、当該保証金についての供託書正本を当該届出をした供託者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした供託者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地の変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所への保証金の保管替えを請求するものとする。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替えの手続の終了後、遅滞なく、別紙様式第六号により作成した届出書に供託規則第二十一条の第五項の規定により交付された供託書正本及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)第二十六条第三項に規定する保証金等内訳書を添付して、金融庁長官にこれを提出するものとする。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、その供託書正本保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

6 法第二十二条第九項の規定により有価証券又は金銭及び有価証券をもつて保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所に同額の保証金を所在地の変更後の主たる営業所に

又は事務所の最寄りの供託所に供託するものとする。

7 前項の規定により供託をした者は、金融庁長官に対し、所在地の変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託している保証金の取戻しの承認の申請をすることができる。

8 第六項の規定により供託をした者は、前項の承認の申請をしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第七号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

9 前条第六項本文及び第七項の規定は、第七項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは、「次条第七項の承認をしたときは」とあるのは、「次条第七項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

(保証金の差替え)

第十四条 法第二十二条第九項の規定により有価証券を供託している者は、当該有価証券についてその償還期が到来した場合において、あらかじめ、当該有価証券に代わる保証金の供託を受けたときは、金融庁長官に対し、当該有価証券の取戻しの承認の申請をすることができる。

2 前項の承認の申請をしようとする者は、有価証券に代わるものとして供託した供託物の内容及び取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第九号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

3 第十二条第六項本文及び第七項の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは、「第十四条第一項の承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したときは」と、「別紙様式第五号」とあるのは、「別紙様式第十号」と、同条第七項中「第一項の承認を受けた者」とあるのは、「第十四条第一項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

(有価証券の換価)

第十五条 金融庁長官は、令第二十八条第八項(第十二条第五項において準用する場合を含む)

又は事務所の最寄りの供託所に供託するものとする。

7 前項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、換価金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する金融サービス仲介業者に通知しなければならない。

(公示等)

第十六条 令第二十八条第二項並びに第四項及び第五項(これらは規定を第十二条第五項において準用する場合を含む)並びに第三条第一項及び第七条第一項(これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む)並びに第十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

2 前項の規定による公示の費用その他の保証金の払渡しの手続に必要な費用(令第二十八条第八項(第十二条第五項において準用する場合を含む)の換価の費用を除く)は、還付又は取戻しの手続によって払渡しを受ける金額に応じ、当該金額を限度として、当該払渡しを受ける者の負担とする。

(供託規則の適用)

第十七条 この規則に定めるもののほか、金融サービス仲介業者に係る保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手續による。

附 則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

別紙様式第1号（第1条関係）
(日本通商規則44)
年 月 日

財務(支)局長 構
(税理番号)
氏名
電話番号 ()
番号又は名称
氏名
(法人等にあっては、代表者の氏名及び職務)
氏名

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用規範の整備等に関する法律施行令第26号第2項の規定により提出の申立てをいたします。

1 税理番号の商号、本称又は氏名及び住所

2 税理規

3 税理先生の原因となる事実

4 その他の参考となる事実

(申立ての対象となつた金融サービス紹介業者)

1 税理番号、登録年月日

2 商号、本称又は氏名

3 住所

(税理の住所)
氏名又は商号においては、財政(税)基本法施行令第40条各款の規定により登記する旨を「(仮)」、及び名を「(仮)」、而て記載者にて印字することとする。

別紙様式第2号（第2条関係）
(日本通商規則44)
年 月 日

財務(支)局長 構
(税理番号)
氏名
電話番号 ()
番号又は名称
氏名
(法人等にあっては、代表者の氏名及び職務)

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用規範の整備等に関する法律施行令第26号第2項の規定により提出の申立てをいたします。

1 税理番号の商号、本称又は氏名及び住所

2 税理規

3 税理先生の原因となる事実

4 その他の参考となる事実

(申立ての対象となつた金融サービス紹介業者)

1 税理番号、登録年月日

2 商号、本称又は氏名

3 住所

(税理の住所)
氏名又は商号においては、財政(税)基本法施行令第40条各款の規定により登記する旨を「(仮)」、及び名を「(仮)」、而て記載者にて印字することとする。

別紙様式第3号（第12条第1項関係）
(日本通商規則44)
年 月 日

財務(支)局長 構
(税理番号)
氏名
電話番号 ()
番号又は名称
氏名
(法人等にあっては、代表者の氏名及び職務)

保証金取扱規約の内容

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用規範の整備等に関する法律施行令第26号第2項の規定により提出の申立てをいたします。

1 取扱いの事項
2 申立てのとおりとする供託金の内容(別添付表)

3 申立てのとおりとする供託金の額(別添付表)

4 申立てのとおりとする供託金の期間(別添付表)

5 申立てのとおりとする供託金の利息(別添付表)

6 申立てのとおりとする供託金の償還(別添付表)

7 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

8 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

9 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

10 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

11 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

12 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

13 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

14 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

15 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

16 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

17 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

18 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

19 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

20 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

21 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

22 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

23 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

24 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

25 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

26 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

27 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

28 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

29 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

30 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

31 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

32 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

33 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

34 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

35 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

36 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

37 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

38 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

39 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

40 申立てのとおりとする供託金の取扱い(別添付表)

別紙様式第4号（第12条第4項関係）
(日本通商規則44)
年 月 日

財務(支)局長 構
(税理番号)
氏名
電話番号 ()
番号又は名称
氏名
(法人等にあっては、代表者の氏名及び職務)

申立てのとおり、社員の資本及び出資額

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用規範の整備等に関する法律施行令第26号第4項の規定による申立てをいたします。

1 税理の事務所
2 税理規

3 その他の参考となる事実

(申立ての対象となつた金融サービス紹介業者)

1 税理番号、登録年月日

2 商号、本称又は氏名

3 住所

(税理の住所)
氏名又は商号においては、財政(税)基本法施行令第40条各款の規定により登記する旨を「(仮)」、及び名を「(仮)」、而て記載者にて印字することとする。

又は当田由氏及びのを記載することとする。

施設設備登録番号 (施設名を記入、番号は手書きで記入)		(本画面登録番号 A-4) (例: A-10)
料金会計登録用書類		
1. 施設名 : おける施設の名称、本件又は既往の改修		
2. 施設の所在地を記入		
3. 施設の運営主体を記入		
4. 施設の登録年月日を記入する。 年　月　日		
料金会計登録用書類		戻る
料金会計登録用書類	戻る	

介発者等による自殺行為を認めた場合の慰撫による慰謝金に財團「佐藤昌平本拠地運営会」(同社は東京支店を有する)第2条の13に規定する「損害賠償金」と及びそれを補てて斟酌して算出したものについては、これららの書類が記載した債務を元及び名を変更する旨を付記するものと、「佐藤」様に当該債務及び債務者を離れて記載し、又は当該債務及びそのみを記載することができる。